○厚生労働省告示第六十四号

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第四十七条の二（同法第五十三条の三及び第五十四条において準用する場合を含む。）の規定により、同法第三十八条第一項の登録製造時等検査機関、同法第四十一条第二項の登録性能検査機関及び同法第四十四条第一項の登録個別検定機関について、同法第四十六条第四項第二号及び第三号（同法第五十三条の三及び第五十四条において準用する場合を含む。）に掲げる事項を次のように変更する旨の届出があったので、同法第百十二条の二第一項第三号並びに労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和四十七年労働省令第四十四号）第一条の十一（同令第十条の三において準用する場合を含む。）及び第十九条の二の規定に基づき告示する。

平成二十七年三月十七日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

1　労働安全衛生法第三十八条第一項のボイラー及び第一種圧力容器に係る登録製造時等検査機関の事務所の所在地の変更

名称	事務所の名称	変更前の事務所の所在地	変更後の事務所の所在地	変更年月日
一般社団法人日本ボイラ協会	近畿検査事務所	大阪府大阪市中央区谷町二丁目九番三号	大阪府大阪市中央区城見一丁目四番七十号	平成二十六年十二月二十二日

2　労働安全衛生法第三十八条第一項の第一種圧力容器に係る登録製造時等検査機関の事務所の所在地の変更

名称	事務所の名称	変更前の事務所の所在地	変更後の事務所の所在地	変更年月日
公益社団法人ボイラ・クレーン安全協会	宮城事務所	宮城県仙台市宮城野区中野字須賀百七番地他	宮城県仙台市宮城野区中野四丁目七番地の十九	平成二十六年十一月一日

3　労働安全衛生法第四十一条第二項のボイラー及び第一種圧力容器に係る登録性能検査機関の事務所の所在地の変更

名称	事務所の名称	変更前の事務所の所在地	変更後の事務所の所在地	変更年月日
一般社団法人日本ボイラ協会	近畿検査事務所	大阪府大阪市中央区谷町二丁目九番三号	大阪府大阪市中央区城見一丁目四番七十号	平成二十六年十二月二十二日
	愛媛検査事務所	愛媛県松山市大手町二丁目七番五号	愛媛県松山市湊町八丁目百十一番地一	

4　労働安全衛生法第四十一条第二項のボイラー、第一種圧力容器、クレーン、移動式クレーン、デリック、エレベーター及びゴンドラに係る登録性能検査機関の所在地の変更

名称	住所	変更前の事務所の所在地	変更後の事務所の所在地	変更年月日
公益社団法人ボイラ・クレーン安全協会	宮城事務所	宮城県仙台市宮城野区中野字須賀百七番地他	宮城県仙台市宮城野区中野四丁目七番地の十九	平成二十六年十一月一日

5　労働安全衛生法第四十一条第二項のクレーン、移動式クレーン、デリック、エレベーター及びゴンドラに係る登録性能検査機関の代表者の氏名の変更

名称	住所	変更前の代表者の氏名	変更後の代表者の氏名	変更年月日
株式会社クレーン検査センター	愛知県大府市梶田町二丁目二百八番地	森川　晴司	小坂井　実	平成二十六年十一月二十六日

6　労働安全衛生法第四十四条第一項の第二種圧力容器、小型ボイラー及び小型圧力容器に係る登録個別検定機関の事務所の所在地の変更

名称	事務所の名称	変更前の事務所の所在地	変更後の事務所の所在地	変更年月日
一般社団法人日本ボイラ協会	近畿検査事務所	大阪府大阪市中央区谷町二丁目九番三号	大阪府大阪市中央区城見一丁目四番七十号	平成二十六年十二月二十二日
	愛媛検査事務所	愛媛県松山市大手町二丁目七番五号	愛媛県松山市湊町八丁目百十一番地一	
公益社団法人ボイラ・クレーン安全協会	宮城事務所	宮城県仙台市宮城野区中野字須賀百七番地他	宮城県仙台市宮城野区中野四丁目七番地の十九	平成二十六年十一月一日

○厚生労働省告示第六十五号

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第五十三条の二第一項の規定により、同法第三十八条第一項の特別特定機械等について、製造時等検査の業務を次のように都道府県労働局長が自ら行うものとするので、同法第百十二条の二第一項（第五号に係る部分に限る。）及び労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和四十七年労働省令第四十四号）第一条の十一の規定に基づき告示し、平成二十七年四月一日から適用する。

平成二十七年三月十七日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

自ら行うものとする都道府県労働局長の名称	全ての都道府県労働局長
自ら行うものとする年月日	平成二十七年四月一日
自ら行うものとする製造時等検査の業務の範囲	ボイラー（小型ボイラーを除く。）及び第一種圧力容器（小型圧力容器を除く。）に係る製造時等検査の業務の全部
自ら行うものとする期間	一年間